

## ◆ 概要 — 重点事業の取り組み等 —

### 1 地域福祉活動計画の推進

第4次地域福祉活動計画（平成28年度～令和2年度）の推進にあたっては、同計画の目標に基づき地域福祉活動の担い手の育成や、住民が参加しやすいサロン活動の充実などを通じて、地域での課題把握や解決に向けた活動に対する支援などの事業を着実に実施した。また、これらの取り組みを通して地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）をはじめとする地域福祉活動に対する住民理解を深め、活動のさらなる広がりにつながるよう努めた。

さらには、9月に設置した「第5次地域福祉活動計画策定等委員会」を3回開催し、現第4次計画について中間年（平成30年度）までの中間評価を行うとともに、次期第5次計画の策定に向けての協議を行った。

#### (1) 地域福祉活動推進のための担い手育成の強化

地域福祉活動の担い手の育成については、区・支部事務所のコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）や地区社協が中心となり、様々な活動主体と地域課題の把握や解決方法を共に考えながら、担い手確保につながる取り組みを進めた。

まず、「地域福祉実践力育成プログラム事業（地域のふくし応援塾）」では、次代のリーダー役を担う方々を対象に実践力向上につながるテーマを設定し、少人数の塾スタイルで延べ6回開催した。その結果、受講した方々の中から地区で独自の勉強会や取り組み等を展開するなど一定の効果が見られたが、受講した地区社協が全体の4割程度にとどまっていたことから、今後は、地区社協ごとに必要とされる研修に対して講師の紹介などの支援も行いながら、市域全体での底上げを図ることとした。

区・支部事務所においては、福祉活動に携わるボランティアのすそ野を広げるため、ボランティア育成講座を計8回開催した。地域課題に絞ったテーマの設定や体験を組み入れる等の工夫により、地域での活動担い手の育成に努めた。

また、より多くの企業の社会貢献活動への参加促進を目指す「2019企業の社会貢献・CSRセミナー」を9月2日に31社、42名の参加を得て開催した。大学研究者による講演を始め、事例発表、地域からのニーズごとに分かれたグループでの情報交換などにより、地域における課題についての共有が図られた。このセミナーから地域と企業とのマッチングも生まれ、その後地域のニーズと企業の資源をつなぐ「マッチングポータルサイト」の開設にもつながった。

#### (2) 地区社協等の活動支援

地域福祉の第一線を担っている地区社協には、引き続きその多彩な活動に対し

て物的・人的な支援やボランティア保険の加入助成などを行ったが、特に「小地域福祉ネットワーク活動推進事業」や「通いの場・集いの場充実事業」など地区社協活動の柱ともいえる各種事業においては、より効果的な事業展開となるよう、本会CSWのアウトリーチ活動を通しての関わりや支援などと相まった実施に努め、「相談機能付きのサロン」の開催をはじめ地域の住民主体による支え合い活動の基盤の一層の強化を図った。

今年度も「CSW協働推進地区」として各区・支部ごとに2地区計12地区に、平成30年度から継続の2地区を加えた14地区を選定し、「住民ニーズの調査」や「担い手の発掘、育成」など、それぞれの地域が抱える課題や解決策などの目標等を具体化しながら地区社協の活動支援の取り組みを進めた。

また、今年度より地区社協が発行している広報紙についても、本会ホームページの地区社協の活動紹介コーナーに掲載し、地区社協の存在や活動内容の見える化に努めた。

### (3) 子どもの居場所づくり支援

子どもの居場所づくり支援の一環として、市内で子ども食堂を運営し、あるいはしようとしている34団体に助成金を交付し、その円滑な運営を支援した。また、高校生以上を対象に「子ども食堂ボランティア講座」を2回シリーズで開催したところ、いずれも百名近い多くの学生等の参加があり、活動に対する理解と参加促進につながった。

そのほか、子ども食堂だけでなく、学習支援や遊び場づくりなどに取り組んでいる団体も加えた「せんだい子ども応援団体ネットワークミーティング」を2回開催し、子ども支援に関する制度の情報提供やそれぞれの子ども支援活動の現状や課題を共有できる場を提供するとともに、子ども食堂利用者に実施したアンケート調査に寄せられた「食事がおいしい」「宿題を教えてくれる」「楽しい時間が過ごせる」など子どもたちの声をふまえ、子どもたちが求めている居場所についての実態などをあらためて関係者に情報提供した。

### (4) 復興公営住宅などのコミュニティ活性化に向けた支援

本会では、東日本大震災後に関係機関や支援団体との連携のもと、被災地域を中心にコミュニティづくりを後押しする「つなぐ・つながるプロジェクト」（以下「つなプロ」という。）を展開してきた。

今年度もその一環として、「復興公営住宅自治会等情報交換会」を開催したほか、復興公営住宅整備地域の住民が、今後自治会運営やサロン活動の担い手としても主体的に関わっていけるように、地区社協による小地域福祉ネットワーク活動推進事業などと連携して、地域コミュニティの活性化に取り組んだ。

また、時間の経過とともに被災世帯にも新たな課題が顕在化してくるなかで、それらの世帯が地域で孤立することがないように、生活支援相談員による個別訪問を継続し、CSW等と連携しながら包括的な支援を行った。

まもなく東日本大震災から10年を迎えるにあたり、震災後に自治会役員として直面した課題や地域コミュニティ再生のためのこれまでの取り組みなどについて

て、今後同様の課題を抱える地域団体の活動に資するため、当事者へのアンケートとインタビューによる調査を行った。この調査結果は、これまで「つなプロ」が行ってきた取り組みと合わせて令和2年度に事例集としてまとめることとしている。

## 2 地域共生社会の実現に向けた取り組みの拡充（多様化・複雑化する地域課題への対応）

地域における住民主体の様々な取り組みとの連携を大切にしながら、行政や専門の相談関係機関等とともに、多様化・複雑化する課題を抱える世帯に対して個別に支援にあたるなど積極的に関わりを重ねてきた。

### (1) 多機関の協働による包括的な支援体制の構築

平成30年10月より太白区においてモデル事業として開始した「多機関協働による包括的支援体制事業」については、今年度も地域包括支援センターや民生委員児童委員など関係機関・団体とも連携しながら、CSWを中心に本会の有する様々な機能を活かしたチームアプローチにより実施したところ、前年度比5割増の174件の相談があった。内容としては、高齢者などの独居世帯や8050（はちまるごーまる）問題に関する課題や引きこもりがちな状態にあるなど多様化・複雑化した課題も含まれていたが、介護保険をはじめ各種福祉サービスやその相談窓口の紹介など一人ひとりの状況に応じた支援を行うとともに、住民主体の支え合い活動の推進などにも積極的に取り組んだ。なお、太白区以外の区・支部事務所においても、本事業の全市展開を意識しながら、日常活動のなかで取り組み、実績の積み重ねに努めた。

こうした取り組みを進めることによって、今後課題を抱える世帯が顕在化し、支援を必要とされる方の増加が見込まれることから、区・支部事務所の総合相談機能をさらに充実・強化するため「相談支援包括化推進員」の配置など体制強化について、仙台市との協議を進めた。

### (2) 生活困窮者自立支援の取り組み

本会では、生活困窮者への支援として、区・支部事務所における各種資金の貸付相談やCSW活動での情報収集などを通して、「仙台市生活自立・仕事相談センター」の生活困窮者自立支援相談事業につないでいくほか、コープフードバンク事業との連携による69件の食糧支援などを行った。

また、本事業への取り組みを連携・協力して強化するために仙台市より同センターの運営を受託しているパーソナルサポートセンター（以下「PSC」という。）との間で覚書を交わすとともに、関係機関の参加を得て「生活困窮者支援ネットワーク推進会議」を2回開催し、生活困窮者の実態や支援にあたっての関係機関等の連携のあり方、地域社会で孤立することなく自立した生活のための継続的な支援などについて意見交換を行った。

### (3) 地域包括ケアシステム構築への取り組み

地域共生社会の実現には地域包括ケアシステムの深化が不可欠なことから、本会が推進する小地域福祉ネットワーク活動に加え、草取りやごみ出し等の軽易な手助けやサロン活動などを通じた交流の立上げ支援を行う「住民主体による訪問型生活支援モデル事業」に取り組む9団体への活動支援や、ボランティアグループを活かした住民主体のサービス提供、市内52か所の地域包括支援センターの機能強化に向けた研修会の開催や関係者間のネットワークづくり等に取り組みながら、今後その設置が計画されている「第1層生活支援コーディネーター」の機能を本会が担うべく準備を進めた。

### (4) 判断能力が十分でない方への支援

日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）の利用に関する初期相談は、年々増加傾向にあるが、利用者数は、ここ2～3年400人を超える水準での横ばい状態となっている。今後の事業運営に関しては、平成30年12月に「あり方検討会」（平成29年度～30年度）より答申をいただき、今年度は、支援現場における利用者の意思決定支援や自立度を高めるための支援の手法、支援者確保のための具体的な方法やサービス充実に向けた業務の見直しなどについて検討した。

成年後見制度の促進については、本会が事務局を担う成年後見サポート推進協議会内に「成年後見制度利用促進検討部会」を設置し、仙台市における権利擁護支援体制の構築、地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備、市民後見人の今後のあり方等について、現状の課題整理と今後の体制整備に向けて検討すべき方向性について議論した。

なお、今年度末現在での市民後見人の活動状況は、既存の受任案件9件にリレー方式により専門職から引き継いだ1件を含め、新たに受任した4件と合わせ計13件となっており、いずれも本会が後見監督人を担い、適正な業務の実施に努めている。

## 3 指定管理施設における確実な事業推進

指定管理施設の管理運営にあたっては、公の施設として求められる役割を果たすことはもとより、本会の特性を活かした特色のある運営により、利用者に満足いただけるよう良質なサービスの提供と効率的な経営に努めた。

### (1) 高齢者関係施設（老人福祉センター・デイサービスセンター）

老人福祉センターでは、様々な趣味の教室の開催に加え、併設するデイサービスセンターや地域包括支援センターをはじめ、近隣の小学校や児童館などと連携した運営に努め、生活支援通所型サービス、認知症カフェや世代間交流事業など生きがいづくりや介護予防にも取り組んだ。

デイサービスセンターでは、収益改善を最重点課題として位置づけ、新たな収益確保策として生活支援通所型サービスの提供を開始し、老人福祉センターや地域包括支援センターなど併設施設と連携して取り組んだ結果、計画どおりの利用

者を確保することができた。また、従来からの通所介護事業についても利用者確保に向けて、居宅介護支援事業所等への定期的な営業や社協だよりを活用した広報活動、送迎エリアの見直し、利用者満足度向上策の検討などに加え、超過勤務をはじめ諸経費削減などに取り組んだものの、赤字解消までには至らず前年度と同様の決算となった。今後も厳しい経営環境が続くなか、引き続き役職員一丸となって収支改善に取り組む必要がある。

## (2) 障害者関係施設（泉障害者福祉センター・泉ふれあいの家・泉ひまわりの家）

泉障害者福祉センターでは、貸館や講座の開催を通じて障害者の自立支援、社会参加の促進および障害者団体の活動支援に取り組んだ。自立訓練（機能訓練）では、個別支援計画に基づく支援に加え、利用者増に向けて事業説明会や医療機関への訪問活動などにも取り組んだ。また、障害者福祉を取り巻く環境の変化、障害者の対象範囲の拡大・多様化など、時代の要請に応じた新たな事業展開が求められていることから、仙台市が主催する「障害者福祉センター事業あり方検討ワーキング会議」に、本会職員も他の事業受託法人職員とともに委員として参画した。3回のワーキング会議と報告会を経て、今後の障害者福祉センターのあり方についての報告書が取りまとめられた。

泉ふれあいの家では、生活介護は利用者の個性やニーズを基に支援計画を作成し、日中活動や季節行事、外出活動等を行い、居住する地域で自立した生活を継続できるための支援に取り組んだ。就労継続支援B型においては、これまでの受注先からの受注量の増に加え、新規受注先を1件獲得したことにより、利用者工賃は前年度比17%程度の増加となった。なお、泉ふれあいの家は、令和2年度に長寿命化のための大規模改修工事とそれに伴う一時的な仮移転が予定されており、円滑な事業推進を目指して仙台市との協議を継続して行った。

## (3) 福祉プラザ、社会福祉センター

福祉プラザ及び社会福祉センターは、地域住民・団体等の福祉活動拠点として、社会福祉団体の会議や研修などの場を提供するとともに、関係福祉団体、近隣施設とも連携しながら主催事業などを通して、福祉ボランティアの人材育成および住民の福祉意識の醸成に取り組んだ。

福祉プラザでは、貸室・貸ホールや入居団体へのサービス提供のほか、昨年同様主催事業として認知症カフェ（ふれあいカフェ）を毎月開催し、認知症当事者とその家族、地域の方々が交流する場を提供し、また、福祉施設製品合同販売会（手づくり市）を夏秋2回開催し、障害のある方への販売機会の提供や施設間交流などにも努めた。

なお、福祉プラザの次期指定管理（令和2年度～6年度の5年間）については、9月に応募申請し、12月に仙台市より引き続いて指定する旨の通知を受けた。

## 4 社会福祉法人改革等への対応と経営基盤の強化

社会福祉法人改革により求められる「ガバナンス強化」「透明性の向上」「財務

規律の強化」に引き続き取り組むとともに、働き方改革に伴う「時間外労働の上限規制」や、「同一労働同一賃金」への対応などについても改革の趣旨を踏まえた対応を行った。

また、会員会費や寄附等により自主財源の確保を図るとともに、職員の人材育成の取り組みや「社協だよりせんだい」等広報活動の充実などにより経営基盤の強化に努めた。

#### (1) 社会福祉法人改革等への対応

経営組織のガバナンス強化を目的に、平成 30 年度に引き続き監査法人による「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援」を受けた。その中で指摘された事項については、対応可能なものは直ちに規程やマニュアルなどを改正し、一部は改善に向けて検討・調整を行った。

働き方改革に伴い平成 31 年 4 月から義務化された「時間外労働の上限規制」、「労働時間の適正な把握」及び「年 5 日の年次有給休暇の確実な取得」など労働時間に関する改正への対応としては、規程等を改正するとともに、職員に対して制度周知を徹底し、確実に履行した。さらに、令和 2 年 4 月から適用となる同一労働同一賃金への対応としては、法改正の趣旨を踏まえ、嘱託職員・契約職員の給与等について、法人経営の継続を基本に可能な範囲での改善を行った。

#### (2) 経営基盤の強化

経営基盤の強化を図るため、自主財源の確保と広報活動の充実等に取り組んだ。

自主財源の確保に向けては、引き続き地区社協や町内会等の協力を得ながら安定した会員会費の確保に努めるとともに、寄附の増強を目指してその納入状況をホームページや社協だよりも掲載した。

社会福祉法人との連携については、仙台市老人福祉施設協議会と共同で「社会福祉法人の公益的な取組」等にかかるアンケート調査を行ったほか、宮城県社会福祉法人経営者協議会など社会福祉法人が主要なメンバーとなっている団体との意見交換の場を設けた。今後も、一定の活動成果に向けて連携のあり方や課題などについてさらに議論を深めていくこととしている。

職員の人材育成については、長期研修として「CSWスキルアッププログラム」に 4 名を受講させたほか、階層や職種に応じた内部研修や外部研修に積極的に参加させ、資質向上を図った。

さらには、現「経営計画」（平成 23 年策定・概ね 10 年計画）の改定や令和 3 年度の法人設立 70 周年に向けた記録誌作成のため、情報収集を行うなどの諸準備を進めた。

### 5 「令和元年東日本台風」及び「新型コロナウイルス感染症」への対応

#### (1) 令和元年東日本台風（台風 19 号）等への対応

10 月 12 日に日本へ上陸した台風 19 号をはじめ 3 回にわたり台風等の接近・通過に伴う暴風雨に見舞われ、東北地方や関東・甲信地方などでは記録的な大雨となり甚大な被害がもたらされた。本会の運営施設では、福祉プラザの地下フロア

が浸水し、駐車場や電話交換機などの機械設備に被害が生じた。また、市内各所に指定避難所が設置されたことから、要介護者を受け入れる福祉避難所の開設に備え、職員が終日待機するなどの対応を行った。

仙台市内の被害は幸いにも比較的軽微であったが、甚大な被害が発生した県下の市町村の被災者支援として、全社協や県社協とも調整しながら仙台都市圏域等の相互支援協定に基づき、主に大郷町と丸森町の災害ボランティアセンターの運営支援に延べ25名の職員を派遣した。

## (2) 新型コロナウイルス感染症への対応

年明け1月から世界的規模で広がった新型コロナウイルス感染症は、2月末ごろから拡大傾向がより顕著となった。本会では、国の通知や市のガイドラインに従い、市民利用施設である福祉プラザや老人福祉センター、社会福祉センターの施設利用を一部または全面休止したほか、主催する諸会議・行事の中止や規模の縮小などの対応をとった。ただし、デイサービスセンターや障害者施設、地域包括支援センター、権利擁護センターなど利用者の生活に欠かせない事業については、十分な感染防止策を講じたうえで業務を継続した。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で休業等により収入が減少した世帯に対する県社協の「緊急小口資金特例貸付」がスタートした。これを受けて、本会では3月25日から感染予防の観点から電話による予約を前提として、市民からの相談や申請の受付を区・支部事務所において行うこととした。しかし、貸付ニーズは極めて大きく、その申請手続の迅速化を図るためにも、4月1日からは市内1か所に集約した特設窓口を設置する方式に変更し、以後の対応を続けている。